

日本比較法研究所
翻訳叢書 29

国際民事訴訟の法理

P. シュロッサー 著

小 島 武 司 編訳

中央大学出版部

国際民事訴訟の法理

P. シュロッサー 著

小 島 武 司 編訳

坂 原 正 夫

森 勇

河 野 俊 行 訳

越 山 和 広

平 山 也 志

日本比較法研究所

翻訳叢書 29

著者, 編訳者・訳者紹介

Perter SCHLOSSER ミュンヘン大学教授

こ じま たけ し
小 島 武 司 中央大学教授

さか はら まさ お
坂 原 正 夫 慶應義塾大学教授

もり いさむ
森 勇 獨協大学教授

こう の とし ゆき
河 野 俊 行 九州大学助教授

こし やま かず ひろ
越 山 和 広 慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程

ひら やま す し
平 山 也 寸志 獨協大学大学院法学研究科後期博士課程

国際民事訴訟の法理

日本比較法研究所翻訳叢書 (29)

1992年3月30日 初版第1刷発行

編 訳 者 小 島 武 司

〈校印廃止〉

発 行 者 日本比較法研究所

真 田 芳 憲

東京都八王子市東中野742

発 売 所 中央大学出版部

東京都八王子市東中野742

電話 0426 (74) 2351・振替東京 8154

はしがき

平成二年秋、ペーター・シュロツサー教授（ミュンヘン大学）は、中央大学客員教授として赴任されて、法学部でのわたくしの演習、日本比較法研究所でのスタッフ・セミナー、および同研究所の比較民事司法研究会での研究報告会において計七回の報告を担当され、また、慶應義塾大学、九州大学、東洋大学などで数回におよぶ講演を行なった。これらの報告および講演は、国際民事訴訟法および国際仲裁法の両分野にわたり、法理論的にも実務的にもきわめて貴重なものであることから、その主要内容を二冊に分け、比較法研究所翻訳叢書として公開することにした。本書は、その第一冊目として、国際民事訴訟法に関する諸論考を収めるものである。

本書の内容は、Ⅰ国際裁判管轄、Ⅱ国際送達、Ⅲ国際的な事案解明と証拠収集、Ⅳ国際保全処分の計四章からなる。いずれも、この分野における最先端の理論が展開されており、わが国の学界および実務界に寄与するところが大きいと信じる。

本書所収の各論考の翻訳は、坂原正夫教授（慶應義塾大学）、森勇教授（獨協大学）、河野俊行教授（九州大学）、越山和広（慶應義塾大学大学院）および平山也寸志（獨協大学大学院）の各氏のご尽力によるものであり、また、本書の編集等については、猪股孝史助教授（放送大学）にご助力を願った。なお、用字および訳語の統一

は最小限にとどめ、訳者の方々のご判断に従うこととした。また、日本比較法研究所の宮田永生室長、橋由紀夫
主事、中央大学出版部の矢崎英明副課長および各事務室の方々には大変お世話になった。

本書の刊行にご協力をいただいた関係者の方々には、いづれも厚く御礼を申し上げます。

平成四年一月

小 島 武 司

目次

はしがき

I 国際裁判管轄	森 勇／平山也寸志訳	3
----------	------------	---

一 はじめに		3
--------	--	---

二 この問題の発見者かつ第一人者としての合衆国最高裁判所		6
------------------------------	--	---

三 合衆国最高裁判所によって展開された正義の要請をヨーロッパ大陸的な 基本権の理解に取り込めるか		10
---	--	----

四 個別的検討		18
---------	--	----

五 結 語		28
-------	--	----

II 国際送達 ——とくに訴状の送達——	森 勇訳	35
----------------------	------	----

一 問題の提起		35
---------	--	----

二 民事・商事事件の概念		41
--------------	--	----

三 ヘーグ送達条約における公序		44
-----------------	--	----

四	国際的補充送達	47
五	送達と国際訴訟係属	54
六	問題のある送達がなされた場合における判決の承認	56
Ⅲ	国際的な事案解明と証拠収集	63
一	はじめに	63
二	裁判所が外国における行為を命じることができるか否か	68
三	外国の裁判で強制的に行われた事案解明の内国訴訟における利用	75
Ⅳ	国際保全処分	87
一	イギリスにおけるマレーバ・インジャンクション (Mareva injunctions) の発展	87
二	イギリスにおける仮の権利保護の発展を参考にして「大陸法系」諸国において 領域外的な作用を有する仮の権利保護の可能性を拡大することの可否	93
三	領域を越えて命じられた仮の権利保護の措置は他国において いかなる意義を有するか	96

国際民事訴訟の法理

I 国際裁判管轄

一 はじめに

俗にブリュッセル条約と呼ばれる、民事・商事事件における裁判管轄ならびに裁判の執行に関するヨーロッパ経済共同体条約 (EWG Übereinkommen über die gerichtliche Zuständigkeit und Vollstreckung gerichtlicher Entscheidung von 27.9.68 —以下ではヨーロッパ管轄条約と呼ぶ) は、その三条二項として、その必要性ゆえに注目に値する一つの規定をおいている。もし同条一項が規定するように、ある条約加盟国の領土内に住所を有する人々が、他の条約加盟国の裁判所において訴えられるのは、ヨーロッパ管轄条約の定めがある場合のみに限られるというのなら、これらの人々は、各条約加盟国の内国法が定めている裁判籍においては訴えられることはないというのは、全く自明のことと思われる。前述の三条二項の規定は、まさにこのような裁判籍を、欧州経済共同体に住む者が被告となるときは不適当であるとしているのである。しかしながら、この三条二項は完璧なものとはなっていない。そうではなくて、各国の内国法上の個々の管轄規範を取り上げて、これを排除しているだけである。例えば、国内に財産があることに基づいて一般的・補充的な裁判籍を認めるドイツ民事訴訟法二三

条、あるいは、そこに一時的にのみ滞在する者に対する訴状の送達を理由に管轄を認める英国流の規範などがそこでは排除されている。そこで挙げられている各条約加盟国の訴訟法上の諸規定の間にはどのような相關関係があるのかを、この条約を作成した専門家委員会の公式報告書は、「行き過ぎた (exorbitant) 管轄規範のうち、最も重要でかつ最もよく知られているもの⁽¹⁾」という言葉をもって示したのであった。この規定はいわば罪の告白である。もちろん罪の告白といっても部分的なものに止まり、そしてまた、条約非加盟諸国の居住者とは無関係のものである。しかしながら、どうしても条約加盟諸国以外の国に居住する者は、諸々の司法上の基本権の承認をその特徴とする法秩序にあって、法廷地国の法秩序自らが行き過ぎであるとしている諸裁判籍で訴えられてよいのだろうか。

もっとも、ドグマとしての基本権の視点の下で論じられるべきはこの問題だけではない。つまりヨーロッパ管轄条約は、次のような裁判籍が認められてしまうことをも防止することはできない。その裁判籍というのは、たしかにそれ自体は行き過ぎではないが、しかし場合によつては、容易に行き過ぎとなる可能性があるものである。この最も手頃な例は、偶然的事故地である。ある売買の目的物が、三、四人の手を経て、ある国に到達した。その物の製造業者は、その国に關してはまったく活動を展開していなかった。そこである事故が発生した。そしてその事故から製造物責任に基づく請求権が生じたという場合である。事故地の裁判所に国際裁判管轄を認めるのが当然だということはほばできない。そのことを次の事情が示している。すなわちドイツ連邦共和国は、一連の判決の承認に關する条約を結んでいるが、そこに事故地のみを理由とする裁判籍に基づいた判決も承認を受けうるとする条項を盛り込むことができなかったのであった。事故地であることに加え、たとえば、被告となるべき

ものが事故の時に法廷地国にいたといったその他の要素がさらに加わって、事故地の裁判所に管轄を認めるのが妥当だということが明らかにになっていなくては、承認の前提としてのドイツの管轄権を、条約相手国は認めようとはしなかったのであった。⁽²⁾ しかしこれだけではない。さらにまた、合衆国最高裁判所は、唯一事故地のみを基礎とした国際裁判管轄が基本権と調和しないという判断を下したことがあるし、⁽³⁾ そして売買の目的物のある特定の州に持ち込まれることを売主が予見しえたことをもって十分とすることは、一度たりともないのである。Worldwide Volkswagen v. Woodson 事件⁽⁴⁾の裁判では、ニューヨークに本店を有しているフォルクスワーゲン社の指定商人および同じくニューヨークに本店を有しているフォルクスワーゲン車の輸入業者が、製造物責任を理由にオクラホマで訴えられたのであった。買主がその乗用車の取得した一年後に旅行した際、オクラホマで事故が起きたのであった。最高裁は、裁判管轄がオクラホマにあることを認めることは、合衆国憲法の定めるデュー・プロセスの保障に反すると判示した。「二人の被告により売却された乗用車が、オクラホマの道路をも走行する可能性のあることを、被告が予見しえたということは、この点を何ら変更するものではない。製造物責任問題における国際裁判管轄に関してみると、デュー・プロセスの保障は、彼らの売買諸活動がまさに事故地と関連して展開されていた場合にのみ確保される」と判示したのであった。

国際裁判管轄の諸規範がもっている、基本権上の問題点を明らかにしたのは、専ら合衆国最高裁判所の功績である。以下では、このことと、それから、いかにしてこの理念が合衆国の法秩序において確固たる地位を占めるに至ったかということとを、先ず次節で詳細に論じてみよう。次いで三節ではその際発展させられた諸原理は、合衆国の法秩序の独特の特殊性ないしはコモン・ロー一般の特殊性を示すものなのかどうかについて探究すること

としよう。後に示されるように、そのようなことではないのであるから、さらにここでは、我々ヨーロッパの基本権体系、特にドイツのそれに関してこれに対応する結論が得られるかどうかを検討されることとなる。そして四節で、問題となる個々の管轄諸規定について検討してみることとしよう。

二 この問題の発見者かつ第一人者としての合衆国最高裁判所

Worldwide Volkswagen 事件の裁判の基礎となった、明確でしかも十分に考えぬかれた諸理念は、何一〇年もの長きにわたって成立してきた判例法の上に成り立っている。その判例法は、一瞥すればわかるように、司法に関するコモン・ローの基本的な理解にその基礎を置いている。合衆国の最高裁判所が、その一〇〇年以上も前の判例である *Pennoyer v. Neff* 事件⁽⁵⁾で詳しく述べたように、司法に関するコモン・ローの基本的な理解からすると、裁判所の管轄権は、物理的権力 (physical power) に基づくものである。すなわち、「すべての州は、その領土内の人および財産に対し排他的な管轄権および主権を有する。……いかなる州も、自己の領土外の人および財産に対し、直接の裁判権および主権を行使することはできない」というわけである。このような理解からは、有名で、そしてまたしばしばあざけられる、コモン・ロー上の伝統的な次のような規律が出てきた。すなわちその規律とは、裁判所管轄区域内において、被告に訴状が送達できれば、国際裁判管轄を認めるに十分であるとするものである。アメリカ人は、一度も次のような英国の考えを受け継いだことはない。その考えというのはすなわち、他の国における訴状の送達を認可し、そのことによって国際裁判管轄を生じさせる権限を裁判所に与えるというも

のである⁽⁶⁾。その結果、アメリカ人たちは、*Pemoyer* 裁判の影響の下で、個々の事例において裁判所がある州に特定の被告がいることを示すために、最も大胆な観念上の操作を長きにわたって成し遂げなければならなかった。

これに関連して、繰り返し現われてくる諸概念、すなわち、管轄権の範囲内に所在する (to be found within the jurisdiction)⁽⁷⁾ とか管轄権の及ぶ範囲内で取引を行っていること (doing business within the jurisdiction) という概念は、ヨーロッパでは、折にふれて、猛烈でしかも辛辣な批判にさらされた⁽⁸⁾。この批判は、それが個々の事案の解決が果たして妥当かという関心からすると、多くの場合かなり誇張したものであったにせよ、その出発点それ自体は正当なものである。例えば合衆国の全市場にゆきわたっている製品を製造しているヨーロッパの業者が、製造物責任を理由に、事故地の裁判所で訴えられるということに対しては、確かに何の異議を申し立てることもできない⁽¹⁰⁾。しかしこのように取引を行っていることを理由に管轄権を認めるとすると、ドイツに本店のあるフォルクスワーゲン社は、合衆国のいたるところで取引を行っているわけであるから、事故がオクラホマで発生したただけなのに、同社に対する訴訟を合衆国のあらゆる裁判所で提起することができることになってしまふ。Worldwide Volkswagen v. Woodson 事件の裁判は、このような帰結をはらんでいたのであった⁽¹¹⁾。

もっとも裁判所がその裁判の中で用いた言い回しは、すでに他の裁判では三五年前に見切りをつけられ、そして、本件裁判の四年後には最終的に時代遅れであると言明されたものと基本的には同じであった。すなわち、合衆国最高裁判所は一九四五年には管轄権を国家権力をもつて基礎付ける考え方 (power concept of jurisdiction) に見切りをつけ、フェアネスという考え方 (fairness concept)⁽¹²⁾ をもってこれに置き換えたのであった。まさに *International Shoe v. Washington* 事件においては、次のような判断が下された。すなわちそこでは「デュー・

プロセスという問題を考えるなら、もはや法廷地国に所在するということは、ある人に対する裁判権を認めるか否かの決定的な基準ではなく、かえって法廷地国との最低限の接点 (minimum contacts) を持っていることがその決定的な基準となる。」と判示されたのであった。⁽¹³⁾ この判例は、いうまでもなくかなり重要なものであった。というのはそれまでに多くの州が、その裁判所の物理的権力下にない人に対してもまた自州の裁判権を認める、いわゆるロング・アーム法を成立させていたからであった。もっとも、裁判所地に対する接点を十分に持つてはいるが、裁判所地においては送達できない被告の場合に訴状の送達をどうするかという問題は、今日まで未解決のまま残されている。⁽¹⁴⁾ しかし、その他の二つの重要な問題は、そうこうしているうちに解決された。まず第一に合衆国最高裁判所は、既に一九七七年には、*Shaffer v. Heitner* 事件の裁判において、いわゆる準対物管轄 (quasi-in-rem jurisdiction) をデュー・プロセスとはあい容れないと宣言した。⁽¹⁵⁾ この管轄は法廷地国に財産価値が存在していることを理由に管轄を認めるというもので、ドイツ民事訴訟法二三条の法思想に少しではあるが似かよったものであった。もっとも、これは次のような制約の下でのみ認められたにすぎない。すなわちこの判決に基づく執行は、この財産価値の限度でのみ認められる。つまりこの判決は、その趣旨からして、さらに他国でこれを執行することのできないものであった。法廷地国に財産価値が存在することを理由に裁判権を認めることは、法治国家としては受認できるものではなかったということから、正當にも、古くさい一時滞在を理由に裁判権を認める規律 (transient rule) もまた違憲であるという結論が導かれた。⁽¹⁶⁾ つまり法廷地国の領土内に、単に一時的に滞在していることだけを理由に裁判所の管轄権を認めることは絶対にできないという結論が導かれたのであった。⁽¹⁷⁾

注目すべきは、ドイツ民事訴訟法二三条よりも本質的な柔軟な国際管轄に関するこの合衆国の規定が、合衆国判例の内容となつてゐる、憲法に基礎を置いたフェアネスの要求に耐えられなかったという状況のみではない。相当基本的な観点からしても、準対物管轄を排除した *Shaffer v. Heitner* 裁判は、最高裁判所の判例における法治国家的な転機をなすものである。International Shoes 事件では、デュー・プロセスへの帰依が、次のことに奉仕した。すなわち、理論的出発点において完全に限界のない合衆国裁判所の管轄権を伝統的な基準をはるかに越えて拡張することに、まったく最小限であつても何らかの接点がある、という歯止めを課することに役立った。このデュー・プロセスから導かれる最小限の接点が必要だ、という考えは、*Shaffer v. Heitner* 事件では、伝統的な管轄に関する規範に見切りをつけることに奉仕したのであつた。最高裁判所は、これに関して次のように判示してゐた。すなわち「伝統的な諸概念および実質的正義⁽¹⁸⁾というものは、もはや正当化されることのない古い様式を永続させることでたやすく侵されてしまうのと同じく、我々の憲法上の伝統についての基本的な価値とあい容れない新たな訴訟を認めることによって、たやすく侵されてしまう。」と。⁽¹⁹⁾この言い回しは、そうこうしてゐるうちに広く受け入れられるようになったのであつた。

最高裁判所がその言葉を厳肅にうけ止めたということを、それから七年後に下された *Helicopteros Nacionales de Colombia v. Hall* 事件⁽²⁰⁾の裁判が示した。最高裁判所は、遅きに失したとはいへ、この裁判において互いに緊密に結び付いた二つの帰結をその出発点から引き出した。これが、そうこうしている内にはっきりしてきた第二の点である。最高裁判所は、一方において初めてはつきりと一般的な管轄権と特別の管轄権とを分けた。⁽²¹⁾そして、他方ではそこから、きわめて緊密でかつ長期間継続した関係を法廷地ともっている活動だけが、一般的な国

際裁判籍を根拠付けるということを導き出したのであった。裁判所は、一般的な管轄権については最も、限の接点を問題とはせず、十分な接点(sufficient contacts)を問題としていのである。この実際の事件での決定的な状況、すなわち、訴えられた航空会社が、事故機をテキサスで購入したこと、そして、繰り返し派遣員を業務上の打ち合わせのためにテキサスへ送り込んだこと、そして最後に被告のパイロットがテキサスで訓練を受けたことは、一般的管轄権を認めるために十分ではなかっただけでなく、さらにコロンビアでのヘリコプターの墜落の際に命を落としたアメリカ人のパイロットの請求権を根拠とした訴えも、テキサスでの被告の活動に、基因するものではなかった。つまり、抽象的な意味では、いずれにしても購入者とテキサスとの間には最小限の接点は存在したが、それにもかかわらず、デュー・プロセスの要請に基づいて、裁判権の行使が禁じられたのであった。

これ以来、一般的管轄権の基礎を、外国会社が合衆国で取引を行っていることに求めたと思われる事例は、一件も公表されていないのである。⁽²²⁾⁽²³⁾

三 合衆国最高裁判所によって展開された正義の要請をヨーロッパ大陸的な基本権の理解に取り込めるか

(一) 特殊合衆国的な法文化的背景—先の判例は主にこれに基づくのか？

(1) 合衆国における行き過ぎた国際裁判管轄を認めると、わけても被告にとっては過酷なものとなるのは否定